



ひだまり便り

第54号〈平成28年11月号〉
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

例年より長く猛暑日が続き台風も連続して日本列島を通過し災害をもたらす厳しい状況も一転し、早くも初冬の気配を感じる季節が訪れるようになりました。鳥取県で発生した地震は自然災害の多い日本を改めて意識させます。被災された方々の一日も早い再建への取り組みをお祈りいたします。今回はひだまりの活動に寄せられた明るいお知らせをご報告します。



■ 自動車総連から寄付を頂きました ■

自動車総連は活動の一環として1976年より福祉活動を推進し、社会福祉施設・団体への物品寄贈を行っています。9月27日ひだまり事務所へ同総連を代表して、日産労連(全日産販売労組東地域本部及び千葉日産自動車労組)の責任者2名が来訪され、パソコン2台、カーナビ1台、事務用紙折り機1台で合計30万円相当の現物贈与を受けました。改めて御礼を申し上げますと共に大切に活用させていただきます。

■ 洲崎福祉財団助成金で送迎用車両を更新します ■

福祉有償運送に使用している日産キューブは導入以来12年を過ぎ更新が必要でしたが、かねてから申請していた洲崎福祉財団の助成を得られることになりました。

10月25日に財団の母体である西本 Wismettac ホールディングス株式会社本社内で行われた助成金贈呈式に参加してきました。贈呈式には助成を受けた首都圏内の福祉活動に取り組む12団体も参列しました。年内には送迎サービスご利用の皆さんに新車をご披露できる予定です。

平成28年度施行障害者関連法の再確認

■ 障害者差別解消法が施行されて6か月経過 ■

本年4月の施行直後は差別解消法に関し自治体やマスコミなどによる広報や報道が見られましたが、その後はどうなったのでしょうか。

国の方針により各自治体は施行と同日の4月1日には対応要領(障害者の声を反応しながら不当な差別的取り扱いや合理的な配慮の具体例を盛り込んだもの)の策定が定められましたが、内閣府の調査で同日に策定していたのは全自治体中の21%となっており、出足が遅いようです。

千葉市では平成28年初めには法律の概要紹介を行っており、本年4月1日には策定済みで、市のホームページで職員対応要領リーフレット及び差別に関する相談窓口(障害者自立支援課 043-245-5157)を紹介しています。

千葉県は「マンガでわかる障害者差別解消法」を作成し、本年 8 月に発表し無料配布やネット掲載をしています。内容は障害者が日常経験し得る配慮や差別例を4コマ漫画で表現し、作者は障害のある人や高校の生徒さんなどですが、ユニークで分かりやすい表現になっています。

他自治体の中では東京都福祉保健局作成の「東京都障害者差別解消法ハンドブック」は、職員向けの対応要領の一環として作成され、一般にもお手本として使えられています。

■ 障害者差別解消支援地域協議会の設置 ■

上記に加え、障害者差別解消法は自治体に対し障害者の相談などに対応する「障害者差別解消地域支援協議会」の早期設置を求めています。千葉市は本年 4 月に設置済みで、11 月に第 1 回協議会の開催を計画しているようです。千葉県は本年 6 月に設置しています。

■ 改正障害者雇用促進法 4 月 1 日施行 ■

雇用促進法は昭和 35 年制定後ほぼ 5 年ごとに改正され、今回の主要ポイントは次のとおりで、障害による差別をなくし雇用の推進に重点を置いています。

①障害者の範囲に精神障害を追加

精神障害者には ADHD をはじめとする発達障害やてんかんなどが含まれます。

②障害を理由とした仕事上の差別の禁止

賃金の引き下げ、研修や実習を受けさせない等を禁じています。

③合理的な配慮の提供義務

採用試験の時間延長や用紙の点訳・音訳、車いす用に机の高さ調節、知的障害対応として図解や絵を使うなどです。

④紛争の解決

障害を持つ労働者の相談や苦情にはよく耳を傾け自主的解決を求めています。

⑤法定雇用率算定基礎の見直し

身体障害・知的障害の法的雇用率に精神障害を加えた雇用率算定見直しの全面施行を平成 30 年 4 月からとしています。

- ・平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 身体・知的雇用率 2%
- ・平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日 身体・知的＋精神障害を算定基礎にした雇用率になります。

⑥給付金制度の変更

この制度は常時 200 人以上雇用する企業が対象で、法定雇用率未達成企業は毎月不足人数×5 万円を収めますが、平成 27 年 4 月からは 100 人以上の企業に変更されています。反対に法定雇用率を上回る企業には毎月人数×2 万 7 千円が支給されます。



**ひだまり勉強会
始めます！**

毎年開催していた「成年後見セミナー」が「ひだまり勉強会」に生まれ変わります！ 第 1 回は、1 月に「成年後見制度にどう向き合い利用するか」（講師：NPO ひだまり専務理事・田川正浩）を予定しています。今更聞けない疑問、質問にもお答えしますので、お誘いあわせのうえご参加ください♪♪